

# 群馬県行財政改革大綱

～ニューノーマル（新常態）を見据えた行政体制への転換～

令和2年12月

群馬県



# 目 次

第1章 本県の行政改革の取組と新たな改革の必要性	1頁
1 これまでの行政改革の取組	1
2 社会経済情勢の劇的変容	3
3 新たな改革の必要性	5
第2章 新たな行財政改革大綱の基本的な考え方	7
1 基本的な考え方	7
2 大綱の体系	8
3 推進期間	8
4 推進体制	9
5 職員の取組姿勢	10
6 進捗管理・公表	10
第3章 目標設定と改革項目	11
1 目標の設定	11
2 改革項目	13
目標1 デジタルトランスフォーメーション等による新しい行政の確立	14
改革1 デジタルトランスフォーメーションによる県民の利便性向上	14

改革2	戦略的なメディアプロモーション体制の整備と推進	15
改革3	官民共創コミュニティの実現	16
改革4	民間と協力した行政手法の多様化	17
改革5	自治体間連携と地方分権改革推進	17

目標2	職員の能力を最大化できる働き方改革	18
-----	-------------------	----

改革6	県政のデジタル化推進	18
改革7	業務プロセス改革（BPR）推進	19
改革8	多様で柔軟な働き方の実現	20
改革9	多様な人材の育成・活躍推進	21
改革10	ガバナンスとコンプライアンス強化	22

目標3	災害などにも対応できる持続可能な財政基盤の構築	23
-----	-------------------------	----

改革11	財政の透明性向上	24
改革12	財政規律の強化	25
改革13	歳入確保と民間資金の活用	25
改革14	公共施設等の有効活用と適正管理	26
改革15	公営企業の経営基盤強化	26

# 第1章 本県の行政改革の取組と 新たな改革の必要性

## 1 これまでの行政改革の取組

本県においては、昭和53年に「行財政刷新大綱」を策定して以降、途切れることなく行政改革の取組を進め、社会経済情勢の変化に合わせ、県民の利便性向上、行政運営の効率化、規律正しい財政運営等を行ってきました。

とりわけ、平成17年度には、国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、「行政改革大綱の主要目標（群馬県版集中改革プラン）」（平成17～21年度）を策定し、定員の削減や外部委託等の推進、公営企業の行政改革等に取り組みました。

### 【集中改革プランの実績】

- ① 定員の削減……………一般行政部門 ▲560人(4,557人→3,997人)
- ② 給与の見直し……………給与水準 ▲4.8%等
- ③ 機構改革……………知事部局 ▲31機関(84機関→53機関)
- ④ 外部委託等の推進……………指定管理者制度導入、総務事務集中化等
- ⑤ 事務事業の見直し……………公共事業事後評価導入、公共事業コスト縮減等
- ⑥ 市町村への権限移譲……………15法令等247事項を移譲
- ⑦ 公社・事業団改革……………▲10団体(41団体→31団体)
- ⑧ 行政改革の財政効果……………人件費削減 ▲83億円等
- ⑨ 公営企業の行政改革……………指定管理者制度導入、病院の部門別収支計算等

その後も改革を緩めることなく継続し、前大綱の「群馬県行政改革大綱～群馬の未来創生を支える県政改革の推進～」(平成29～令和元年度)においても、表1のとおり、オープンデータ化の推進や電子申請受付システムの利用拡大等による県民目線に立った県政の推進、適正な定員管理やテレワークの推進等による行政の「仕事の仕方」改革、収入未済額の圧縮や自主財源収入の確保等による健全な財政運営の維持に取り組み、取組事項すべてで一定の成果を上げ、そのうち約半数の項目で計画を上回る成果を上げています。

これまでの様々な行政改革の取組により、本県における「地方公共団体の財政の健全化

に関する法律（平成19年法律第94号）」に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率<sup>\*1</sup>及び連結実質赤字比率<sup>\*2</sup>はともに黒字であることから該当しておらず、実質公債費比率<sup>\*3</sup>及び将来負担比率<sup>\*4</sup>についても、いずれも健全な基準の範囲内に位置しており、相対的に安定した行政運営を行っています。

表1 「群馬県行政改革大綱～群馬の未来創生を支える県政改革の推進～」の取組及び実績

主な具体的取組		実 績		
目標1 県民目線に立った県政の推進		H28		R1
	オープンデータ化の推進	72件	→	90件
	審議会等の会議録等の公開率を拡大	84.3%	→	100%
	各審議会等における女性委員の割合を拡大	37.2%	→	38.1%
	ぐんま電子申請受付システムの利用拡大	19,797件	→	21,001件
	市町村への権限移譲	49法令等691事項を移譲		
目標2 「仕事の仕方」の改革		H28		R1
	適正な定員管理	一般行政部門 ▲52人 教育部門 ▲569人		
	県有施設で使う電力を入札で調達	119施設	→	146施設
	サテライトオフィス <sup>*5</sup> 形式によるテレワーク	0箇所	→	5箇所
目標3 健全な財政運営の維持		H28		R1
	収入未済額圧縮（県税＋税外収入）	51.7億円	→	38.3億円 (▲13.4億円)
	未利用地等売却	27件 26.8億円の収入		
	自主財源収入の確保	収入額 64.8億円 県有施設命名権売却等		
	公営企業会計の促進	流域下水道事業への公営企業 会計適用		

- \*1 実質赤字比率  
一般会計等に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの
- \*2 連結実質赤字比率  
公益企業を含む全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの
- \*3 実質公債費比率  
県の借入金の返済額の大きさを、県の財政規模に対する割合で表したもの
- \*4 将来負担比率  
県の借入金など現在抱えている負債の大きさを、県の財政規模に対する割合で表したもの
- \*5 サテライトオフィス  
テレワークのうち勤務している庁舎以外の庁舎で業務を行う形態

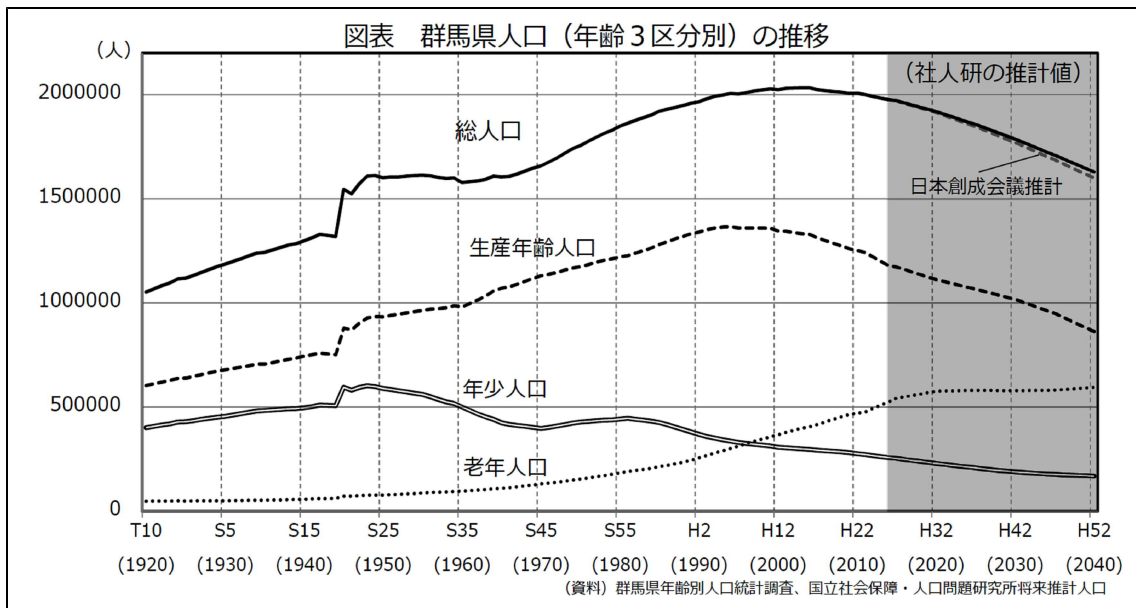
## 2 社会経済情勢の劇的変容

一方で、本県の人口は、平成16年（2004年）の203万5千人をピークに減少を続け、国立社会保障・人口問題研究所は、令和22年（2040年）には163万人になると推計しています。（図1「群馬県の人口推計」参照）

総務省が設置した「自治体戦略2040構想研究会」の報告では、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となる一方、その頃に20歳前半となる者の数は団塊ジュニア世代の半分となるなど、社会経済に迫り来る労働力の深刻な供給制約は、もはや避けがたい社会経済の前提条件であり、自治体のあり方は、人口減少時代のパラダイムへ展開しなければならないとしており、新たな自治体行政の基本的考え方として、自治体は「プラットフォーム・ビルダー」となり新しい公共の協力関係を構築し、住民生活に不可欠なニーズを満たすことや、住民サービスを持続的・安定的に提供していくために、AI<sup>\*6</sup>（人工知能）等のデジタル技術を活用し、職員は職員でなければできない業務に特化することが必要であるとしています。

また、世界的には急激な人口増加による食料やエネルギー資源の不足が深刻化する中、SDGs<sup>\*7</sup>の理念に基づき、だれ一人取り残さない、持続可能な社会活動が求められています。

図1 群馬県の人口推計



さらに、近年大規模化する自然災害やCSF（豚熱）の流行、全世界に拡大している新型コロナウイルス感染症など、これまで経験したことのない事態が発生しており、県民の生活や働き方が大きく変化することが予想されます。

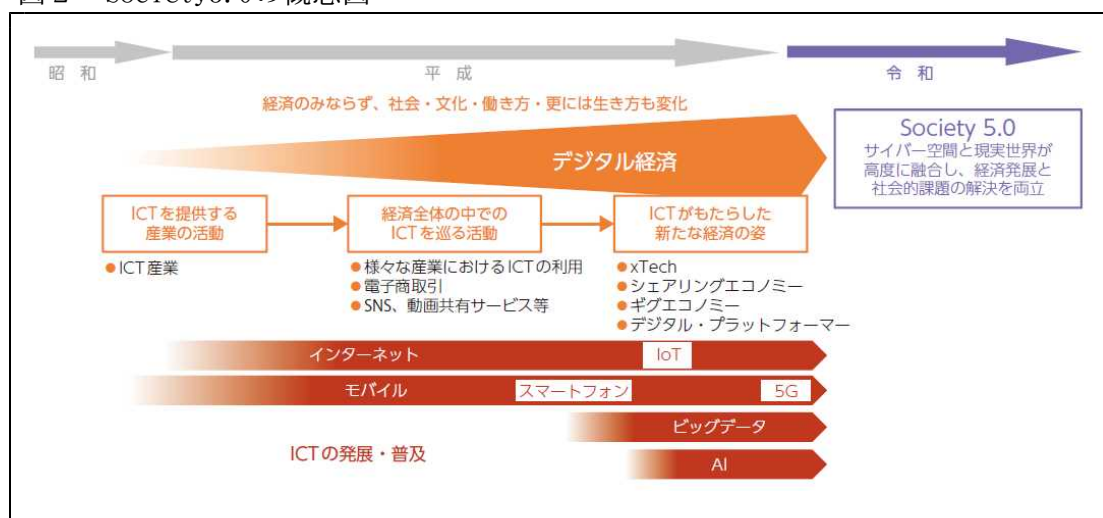
\*6 AI (Artificial Intelligence)  
コンピュータを用いて計算を行い、人工的な知能を作り出す技術

\*7 SDGs (Sustainable Development Goals)  
平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択されたアジェンダに記載された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

特に新型コロナウイルス感染症がもたらすニューノーマル（新常态）を見据えて、感染症拡大防止の観点から、密閉・密集・密接の三密を避けるなどの行動変容が求められており、日常を構成する仕事、学習、生活、各種手続や経済活動等あらゆる分野での人と人との対面のやりとりを遠隔でも可能にする、デジタル技術によるオンライン化を進め、テレワーク、オンライン手続、キャッシュレス決済等が行える環境の実現への社会的要請が高まっています。

これに加え、情報通信分野では近年目覚ましい発展を遂げており、5G（第5世代移動通信システム）やIoT<sup>\*8</sup>・AI技術、ビッグデータ<sup>\*9</sup>といった先端技術の出現により、これらの技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である「Society5.0<sup>\*10</sup>」の実現が求められています。（図2「Society 5.0の概念図」参照）

図2 Society5.0の概念図



出典：総務省「令和元年版情報通信白書」

国においては、Society5.0の時代にふさわしい行政を目指し、令和元年12月には、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」（以下「デジタル手続法」といいます。）を施行し、行政手続については原則オンライン（地方公共団体は努力義務）とすることとされま

\*8 IoT (Internet of Things)

モノのインターネットと呼ばれ、コンピュータなどの情報通信機器だけでなく、様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネット等に接続し自動制御や遠隔計測などを行うこと

\*9 ビッグデータ

従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群を表す。そのようなデータ群を記録・保管して即座に解析することで、ビジネスや社会に有用な知見を得たり、これまでにないような新たな仕組みやシステムを産み出す可能性に期待されている。

\*10 Society5.0

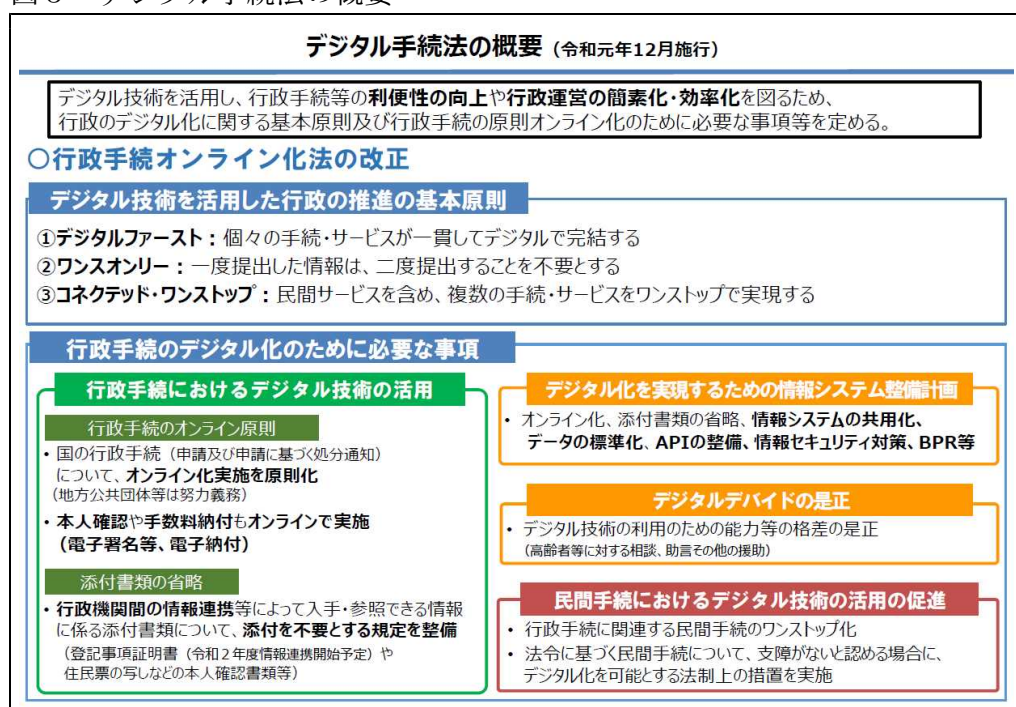
サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会であり、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会



した。(図3「デジタル手続法の概要」参照)

さらに、今回の新型コロナウイルス感染症対策では、助成金などのオンライン申請や医療・教育分野のオンライン化、国と地方のシステム連携などにおいて課題が顕在化し、我が国のデジタル対策の遅れが浮き彫りとなったことから、デジタル改革担当大臣の設置や各省庁の関連組織を一元化し強力な司令塔機能を持つ「デジタル庁」の創設により、行政のデジタル化を短時間で集中して進めることとしています。

図3 デジタル手続法の概要



これらの社会情勢の変化や新たな行政課題等に迅速に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供していくため、新たな公共私協力関係を構築するとともに、AI、テレワーク、リモート会議、電子申請等のデジタル技術を活用し、令和22年（2040年）頃の姿を捉えバックカスティングで今から解決策を模索していく必要性があります。

### 3 新たな改革の必要性

県庁の状況について見ると、不断の行政改革の取組により、一般行政部門の人口1,000人当たりの職員数は、平成31年4月1日時点で、政令指定都市のない都道府県のうち、全国でも少ない方から2番目の水準にあり、これまで少数精鋭の人員体制で、新たな行政課題に対応し、行政サービスの水準を維持してきました。(図4「一般行政部門職員数の推移」参照)

しかし、災害等の発生や多様化・複雑化する行政課題への対応により、職員一人ひとりの負担が大きくなっています。知事部局における1人当たりの時間外勤務時間数は、平成27年度の月11.2時間から令和元年度には月14.5時間と増加傾向にあり、長期病休

者（1か月以上）についても平成27年度の81人から令和元年度には114人と増加しています。

さらに、超高齢社会の進展に伴う社会保障費の増大や新型コロナウイルス感染症の流行による世界経済情勢の悪化等により、県財政も今後極めて厳しい状況を迎えることが想定されます。

こうした状況下においては、従来のコストや事務の集中化などによる人員の削減を中心とした行政改革の手法は限界にきていると考えられ、行政改革の進め方自体も大きな転換期を迎えているといえます。

今まで人類が経験したことのない大きな社会変動や技術革新を迎える中で、県民の期待や要請に応えていくためには、群馬県庁が『挑戦を続ける組織』であることが求められています。

これまでの削減を中心とした行政改革から、先端デジタル技術を強力的に取り入れ、業務効率を飛躍的に向上させるとともに、職員は職員にしかできない仕事に特化する環境を整え、県民幸福度や職員満足度を向上させる新たな行政改革に取り組んでいく必要があります。

図4 一般行政部門職員数の推移

